

(様式任意)

_____ 学習会規約

(設立目的)

第 1 条 本学習会の設立目的は、学生同士の交流を深め、学生生活を有意義なものとするとともに、自発的な学習活動を支援するためである。

(学則等の遵守)

第 2 条 本学習会は、武蔵野美術大学学則、通信教育課程規程等の諸規則等及び学習会支援要項を遵守して活動する。

(役員等)

第 3 条 本学習会には、会長、副会長、書記、会計及び連絡係を置くことができる。

(入会等)

第 4 条 学習会設立後の入会については、会員 2 名以上の推薦を必要とする。

(退会等)

第 5 条 学習会の退会手続は、学習会会長等（会長が未定の場合は、その他の役員等）への退会届の提出をもって完了する。

(2) 学習会退会時の会費等の過払い分又は未払分に関しては、学習会及び退会者とも双方誠意を持って清算することとする。